

《女性の活躍に関する情報公表》

令和7年5月1日現在

1. 職員及び派遣職員に占める女性の割合

【職 員】

○ 事務系職員	53.2%
○ 技能職員	61.8%
○ 教育職員（大学）	20.5%
	（うち教授比率 12.5%）
○ 教育職員（附属学校）	45.0%
○ 医療技術職員	52.0%
○ 看護職員	93.0%
○ 契約職員	58.0%
○ パートタイム職員	79.3%

【派遣職員】 89.6%

2. 管理職（部局長・学科長等）に占める女性職員の割合

16.3%

（うち事務系〔課長以上〕比率 21.6%）

3. 役員に占める女性の割合 11.1%

4. 育児休業取得率

	(男性)	(女性)
○ 事務系職員	100.0%	85.7%
○ 技能職員	—	—
○ 教育職員（大学）	27.3%	100.0%
○ 教育職員（附属学校）	12.5%	100.0%
○ 医療技術職員	40.0%	100.0%
○ 看護職員	100.0%	108.5%
○ 契約職員	12.5%	100.0%
○ パートタイム職員	0.0%	200.0%

5. 男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.6%
正規雇用労働者	78.1%
パート・有期労働者	72.5%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：基本給、超過勤務に対する手当、賞与等を含み、退職手当等を除く。

正規雇用労働者：出向者については、本学において給与を支給している者を含む。

パート・有期労働者：契約職員、パートタイム職員を含み、派遣社員を除く。

※ 各労働者の人員数は、育児休業、介護休業及び病気休職等により給与が支給されていない者を除き算出した。

※ パートタイム職員については、正規雇用労働者の所定労働時間（7 時間 45 分/日）をもとに人員数の換算を行っている。

差異についての補足説明：

<正規雇用労働者>

正規雇用労働者のうち、男性の平均年齢が高く、また、相対的に賃金が高い職種である「教育職員（大学）」の女性の占める割合が 20.5%（うち教授比率 12.5%）と低いため、格差が生じていると考えられる。女性の教育職員（大学）の採用を積極的に推進していく。なお、教育職員（大学）の職階別の男女の賃金の差異の状況は以下のとおりである。

教育職員 （大学）	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
教授	91.9%
准教授	97.2%
講師	93.9%
助教	92.7%

<パート・有期労働者>

パート・有期労働者のうち、相対的に賃金が高い医師免許を有する職種の女性の占める割合が低いため、格差が生じていると考えられる。なお、医師免許を有する職種別の男女の賃金の差異の状況は以下のとおりである。

医師免許を 有する職種	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
診療助手	88.1%
医員	89.3%
臨床研修医	101.6%